

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【年金積立金管理運用独立行政法人】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月22日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	年金積立金管理運用独立行政法人

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 年金積立金管理運用独立行政法人(以下、「管理運用法人」という。)が保有する職員宿舍(日野宿舍・行徳宿舍)については、第二期中期目標において全て売却することとした。日野宿舍(平成21年度末簿価:67,451千円)については、平成22年度中に売却(67,100千円)し、平成23年10月に国庫納付を、行徳宿舍(平成21年度末簿価:571,053千円)については、平成23年度中に売却(471,000千円)し、平成24年10月に国庫納付を行ったところである。また、旧年金資金運用基金より承継した登記印紙(平成21年度末簿価:19,146千円)について、今後の使用見込みがないことから平成23年12月に売却(15,492千円)し、平成24年10月に国庫納付を行ったところである。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	該当なし。
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外にも、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>● 管理運用法人は本部事務所しか有していない。また、事務費については運用収入により賄っており、国からの運営費交付金は受けていないが、廊下や事務室の一部消灯、長時間離席する時のPCのシャットダウン等の節電の実施、及びリース期間が満了した機器の再リース、ファイルの再利用による節約等に努めることにより、さらに管理部門経費の削減に努めている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>● 管理運用法人は本部事務所しか有していない。なお、管理運用法人は、主たる事務所を神奈川県に置くとされているものの、平成20年9月の政令改正により移転時期を平成26年度末まで延期している。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	該当なし。
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	該当なし。
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 管理運用法人は職員数・業務に対して必要最小限の規模の本部事務所しか有していない(職員宿舍は平成23年度末までに全て売却済み)。なお、管理運用法人は、主たる事務所を神奈川県に置くとされているものの、平成20年9月の政令改正により移転時期を平成26年度末まで延期している。</p>

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 運用受託機関等との契約以外のものについては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ「随意契約等見直し計画」に基づき、真にやむを得ない契約以外はすべて一般競争入札等(一般競争及び企画競争・公募)に移行している。また、一者応札・一者応募については、以下(参考1)の見直しを行った。さらに、調達項目に関連する業界及び過去に調達に参加した業者へ公告情報を広く提供することや、入札参加資格における等級の要件の緩和等を行った。また、随意契約にならざるを得ない供給者が特定される、事務所の賃貸借契約については、価格交渉を行う等コストの削減を図った。

(参考1)

一者応札・一者応募にかかる見直し内容

- ・公告期間を少なくとも10営業日以上とする。
- ・国や独立行政法人との過去の実績を要件としない。
- ・OA機器等の賃貸借、システム等の運用・保守契約については複数年契約の導入を図る。
- ・履行開始までの準備期間、契約の履行期間を十分確保する。

(参考2)

《平成22年度実績》

(金額ベース(単位:百万円))

一般競争等 : 1,443【153】百万円 (5.5【0.6】%)、
競争性のない随意契約 : 24,789【24,422】百万円 (94.5【93.1】%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 : 60【5】件 (40.8【3.4】%)、
競争性のない随意契約 : 87【81】件 (59.2【55.1】%)

《平成23年度実績》

(金額ベース(単位:百万円))

一般競争等 : 569【4】百万円 (2.4【0.0】%)、
競争性のない随意契約 : 23,088【23,070】百万円 (97.6【97.5】%)

	<p>(件数ベース(単位:件)) 一般競争等 : 19【1】件 (18.4【1.0】%)、 競争性のない随意契約 : 84【81】件 (81.6【78.6】%)</p> <p>《平成24年度実績》 (金額ベース(単位:百万円)) 一般競争等 : 4,321【3,432】百万円 (18.4【14.6】%)、 競争性のない随意契約 : 19,129【18,814】百万円 (81.6【80.2】%)</p> <p>(件数ベース(単位:件)) 一般競争等 : 50【24】件 (37.3【17.9】%)、 競争性のない随意契約 : 84【80】件 (62.7【59.7】%)</p> <p>(注)【 】の数値は、運用受託機関等との契約に関する内数である。 運用受託機関等との契約については、「随意契約等見直し計画」の対象外とされていたが、今般、その取扱が変更されたため、契約の実績数値に含めることとなった。 運用受託機関等との契約は、原則として3年を経過した後、見直しを行うこととしている。また、契約の当初は企画競争として契約を締結し、次年度以降は、総合評価等を行い評価が低い運用受託機関等との契約については解約し、継続する運用受託機関との契約については随意契約として更新する特別な契約である。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>● 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のホームページに公表している。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十分に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>● 管理運用法人においては、事務費を運用収入により賄っており、運営費交付金は受けていない。 なお、年金積立金運用の実績や運用資産の状況については、四半期ごとにホームページ等において公表しているが、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実を図るべく、平成23年度にホームページの全面見直し(リニューアル)を行った。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 経費の節減については、従来より実施しているところであるが、引き続き、調達内容の見直し等を行うことにより更なる節減対策を講ずることとしている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた措置を平成24年度から実施した。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	● 当法人においては、国の給与制度に準じて、 ・職員の給与については、年功的な給与上昇を抑制するため、給与カーブのフラット化とあわせて本俸表を9等級から5等級制に集約化したこと ・勤務実績を給与へ反映させるため国家公務員と同様に号俸を細分化したこと ・職務職責を端的に反映するため役職手当を定額化したこと 等、職員の給与制度の改正に取り組み、その結果、平成24年度における対国家公務員指数(地域・学歴勘案)は97.7ポイントとなっており、国家公務員水準を下回っている。 平成25年度の対国家公務員指数(推計)については、概ね120ポイント、地域・学歴勘案で概ね100ポイントとなるものと見込まれる。 今後も、上記改正の適正な運用を行っていくとともに、国家公務員の給与見直しに基づく給与水準の適正化を図ることにより、平成25年度以降の地域・学歴勘案での対国家公務員指数については、概ね100ポイントとすることを目標とする。 なお、当法人が行う年金積立金の管理運用業務においては、運用機関出身者等の資質の高い人材が求められることから、国家公務員の給与水準に留意しつつ、民間金融機関等の給与水準を踏まえた処遇への配慮を要するところである。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	● 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告している。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 総務省の指示に基づき、法人ホームページで公表している。

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事監査においては、給与水準の適正化を重点事項と位置づけて、法人給与規程の運用が適切かどうか、人事院勧告を踏まえた給与水準の適正化が行われているか等を監査し、国家公務員と同等の給与水準を維持していることから、独法評価委員会からも妥当である旨の評価を受けている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 年金特別会計への寄託金償還の機能強化等のため、キャッシュ・アウトを担当する部署の新設や市場動向の調査体制の強化を図るべく、平成22年度に管理部門の見直しにより運用部門への人員の再配置を行い、業務運営の効率化を図っている。平成23年度からは、管理部門においては、給与事務のアウトソーシングの拡大を進めるとともに、社会保険事務についてもアウトソーシングを行うなどの効率化を図っている。 なお、経費を効率化するため、平成26年度末において、平成21年度比で一般管理費で15%以上、業務経費で5%以上削減することとしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費等の事務経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準拠している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 毎年度、業務経費等を含む予算については、国の統一単価基準を踏まえつつ、市場価格の調査等を行った上で年度計画の一部として作成し、幹部等で構成する経営管理会議に執行状況等を報告している。なお、運営費交付金は受けていない。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 理事長直属の独立した監査部門を設置し、効果的な内部監査の実施体制を確保している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

● 運用受託機関の選定・見直しにあたっては、有識者からなる運用委員会の議を経ることとしており、また各運用受託機関の運用成績等を勘案して定期的に行う見直しについても、運用委員会の意見を聴きつつ実施している。

(外部評価について)

名称 運用委員会
 設置根拠 年金積立金管理運用独立行政法人法第15条
 設置時期 平成18年4月
 設置目的 年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況の監視等

運用委員(平成25年7月1日現在)

- ・稲葉延雄(株式会社リコー取締役専務執行役員 リコー経済社会研究所所長)
- ・植田和男(東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授)
- ・臼杵政治(名古屋市立大学大学院経済学研究科教授)
- ・宇野淳(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)
- ・大野弘道(味の素株式会社取締役専務執行役員)
- ・小幡績(慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授)
- ・薦田隆成(公益財団法人連合総合生活開発研究所所長)
- ・佐藤久恵(日産自動車株式会社財務部主管チーフインベストメントオフィサー)
- ・能見公一(株式会社産業革新機構代表取締役社長)
- ・村上正人(株式会社みずほ年金研究所専務理事)

平成24年度 運用受託機関の選定審議、運用状況の報告等について全9回実施

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

● 運用委員会議事要旨については、管理運用法人のホームページ上で公表している。

No.	48	所管	厚生労働省	法人名	年金積立金管理運用独立行政法人
-----	----	----	-------	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 年金積立金の管理・運用	年金積立金の適切な運用及び運用実績の適切な開示	22年度から実施	株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散等について、年金積立金の管理・運営の在り方を検討するために設置された運用委員会の意見を活用しつつ、適切な管理運用を推進し、運用実績の適切な開示を図る。	2a	<p>国内外の債券・株式に分散投資を行うことにより、リスクの分散に努めることとしている。また、運用委員会において国内債券バッシング・アクティブ及び外国株式アクティブ運用の運用受託機関の選定に関する審議、運用実績やリスク管理の状況、運用受託機関等の管理及び評価の結果等についての報告を行い、それに対する意見などを踏まえて、適切な管理運用を行っている。</p> <p>運用実績の開示については、業務概況書など公開資料を一層分かりやすく工夫し、引き続き、各年度の管理及び運用資産の状況等や、運用実績の結果についてホームページ等を活用して迅速に公表することとできている。</p> <p>さらに、平成24年度は年金積立金の管理及び運用に関する情報源として、重要な役割を担っているホームページについて、平成23年度に全面見直し（リニューアル）を行い、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページに掲載する等、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めたところ。平成24年度では、その適切な管理等に加え、新たに運用受託機関の運用にかかる再委託先の公表等より一層の情報公開・広報の促進に努めた。</p>	今後も運用委員会の意見を活用し、年金積立金の適切な管理運用を推進するとともに、運用実績等について、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実に努める。
	業務の効率化	22年度から実施	コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。	2a	<p>平成21年度と比較して、中期目標期間の最終年度において、一般管理費については15%、業務経費については5%を節減した予算（退職手当、事務所移転経費、システム開発費、管理運用委託手数料及び短期借入に係る経費を除く。）を作成した。また、人件費については、平成18年度から5年間で5%以上削減の取組を継続するとともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続した。引き続き、給与水準の適正化に向けた取組を着実に進めていく。</p> <p>執行に当たっては、業務の効率化の観点から、契約方法、調達内容の見直し及び人件費の見直し等を行った。具体的には、契約については、一者応札・一者応募について引き続き以下（参考）の対応を継続すると共に、調達項目に関連する業界及び過去に調達した業者への公告情報を広く提供することや、入札参加資格における等級要件の緩和等を行った。平成24年度においては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた措置を実施するとともに、随意契約にならざるを得ない供給者が特定される事務所の賃貸借契約については、価格交渉を行う等コストの削減を図った。</p> <p>さらに、管理運用委託手数料については、平成24年度は運用受託機関構成の見直し等により、約8億円を節減した。</p> <p>（参考） 一者応札・一者応募にかかる見直し内容 ・公告期間を少なくとも10営業日以上とする。 ・国や独立行政法人との過去の実績を要件としない。 ・OA機器等の賃貸借、システム等の運用・保守契約は複数年契約の導入を図る。 ・履行開始までの準備期間、契約の履行期間を十分確保する。</p>	今後も引き続き業務の効率化に努める。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	不要財産の国庫納付	23年度中に実施	日野職員宿舎を国庫納付する。	1a	日野宿舎（横浜市、平成21年度末簿価：67百万円）については、平成22年12月に売買契約（67百万円）を締結し、平成23年1月に当該物件の引渡を行った。 国庫納付については、平成23年10月に金銭で納付済。	措置済み
03		24年度中に実施	行徳職員宿舎を国庫納付する。	1a	行徳宿舎（市川市、平成21年度末簿価：571,053千円）については、平成23年中に売却（471,000千円）し、平成24年10月に国庫納付を行った。	—

04	組織体制の整備	監査機能の強化	22年度中に実施	監査内容の充実、金融実務経験者の監事への採用等により監査機能の強化を図る。	1a	<p>平成22年4月に民間企業において財務部長等の金融実務の経歴を有する常勤監事が任命され、以下のような改革を行い、監査機能の強化が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事監査方針、監事監査チェックリスト・評価表を策定し、監査活動の周知徹底 ・監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画・実績表の作成 ・「年金積立金管理運用独立行政法人内部統制に関する監事監査実施基準」を策定し内部統制システムの充実・強化 ・企画会議等重要な会議に出席し、必要に応じ監事として意見表明することにより、予防的観点に立った監査の実施等 <p>また、平成23年7月に民間企業における監査役、経理部長等の経験を有する非常勤監事が任命されており、その知見に基づき監査が行われる等、監査機能の一層の強化が図られた。</p>	措置済み
05	業務運営の効率化等	内部統制の徹底	22年度中に実施	職員の研修、管理の強化等により、内部統制を徹底する。	1a	<p>内部統制の一層の強化を図る点から、内部統制の基本方針を平成24年3月に策定し、責任体制の明確化、関係法令及び管理運用方針等の周知及び徹底等を行った。</p> <p>また、リスク管理について、従来の運営リスク管理委員会のほか、従来委員会までは設けずに実施していた運用リスク管理について、平成23年9月に新たに委員会を設置して行うことにより責任の明確化を図っている。</p> <p>幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会（平成23年度の開催実績：平成23年10月、24年3月）を開催し、関係法令の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。</p> <p>また、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念をうけないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要を取りまとめた「コンプライアンスハンドブック」（前回平成22年12月改訂）について平成23年10月に改訂を行い、これを全役職員に周知したところであり、併せて、平成23年12月に管理職を対象としたコンプライアンス研修を実施するなど役職員の意識の向上を図った。</p> <p>さらに、上記「監査機能の強化」で述べたとおり、民間企業において財務部長等の金融実務の経歴を有する常勤監事に加え、平成23年度においては民間企業の監査役、経理部長の経験を持つ非常勤監事が任命されたこと等により、監査機能の強化が図られ、内部統制の一層の徹底が行われたところ。</p>	措置済み

No.	48	所管	厚生労働省	法人名	年金積立金管理運用独立行政法人
-----	----	----	-------	-----	-----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	日野宿舎等（2件）の存廃について検討し、事務所移転時を目的に、結論を得る。	1 日野宿舎（平成21年度末簿価：67,451千円）については、平成22年度中に売却（67,100千円）し、平成23年10月に国庫納付を、行徳宿舎（平成21年度末簿価：571,053千円）については、平成23年度中に売却（471,000千円）し、平成24年10月に国庫納付を行ったところである。	—